令和７年度（2025年度）　管理の目標達成度評価調書

指定期間	令和４年度（2022年度）から令和８年度（2026年度）まで	施設名	北海道立埋蔵文化財センター

1　達成目標及び業績指標

（1） 調査研究

達成目標及び業績指標	基準	指標値 R4	指標値 R5	指標値 R6	指標値 R7	指標値 R8	R7 実績値	達成度評価 配点	達成度評価	評価基準		評価比率	評価点
①　重要遺跡確認調査 （遺跡の内容を把握） （毎年１遺跡調査）	1遺跡	1 遺跡	1 遺跡	1 遺跡	1 遺跡	1 遺跡	**1 遺跡**	5	回数	１遺跡 ０遺跡	1.0 0.0	1.0	**5.0**
②　市町村教育委員会担当職員研修等の実施 （年２回以上）	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	**年 2 回**	5	回数	４回以上 ３回 ２回 １回 ０回	1.2 1.1 1.0 0.9 0.8	1.0	**5.0**

（2） 利用の促進

達成目標及び業績指標	基準	指標値 R4	指標値 R5	指標値 R6	指標値 R7	指標値 R8	R7 実績値	達成度評価 配点	達成度評価	評価基準		評価比率	評価点
①　公開展示（常設展） （常設展示室利用） （模様替年１回以上） （うち１回は北海道・北東北の縄文遺跡群に関る内容を含む）	通年 1 回	通年 1 回	通年 1 回	通年 1 回	通年 1 回	通年 1 回	**通年 1 回**	10	回数	３回以上 ２回 １回 ０回	1.2 1.1 1.0 0.8	1.0	**10.0**
②　公開展示（企画展） （ホール、ロビー利用） （年２回以上）	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	**年 5 回**	15	回数	４回以上 ３回 ２回 １回 ０回	1.2 1.1 1.0 0.9 0.0	1.2	**18.0**
③　利用者数 （基準：R2実績の百位切捨） （毎年前年度指標の10%増）	人 5,100	人 5,610	人 6,100	人 6,700	人 7,300	人 8,000	**人 10,499**	10	指標値	10%以上 ５%～10%未満 ±５%未満 －５%～-10%未満 -10%未満	1.2 1.1 1.0 0.9 0.8	1.2	**12.0**

（3） 普及啓発の推進

達成目標及び業績指標	基準	指標値 R4	指標値 R5	指標値 R6	指標値 R7	指標値 R8	R7 実績値	達成度評価 配点	達成度評価	評価基準		評価比率	評価点
①　講演会・講座等の開催 （講演会２回、講座（一般５回、体験５回、出前講座７回）の計19回。講座のうち、博物館等との連携事業を１回以上）	年 19 回	年 19 回	年 19 回	年 19 回	年 19 回	年 19 回	**年 22 回**	20	指標値	22回以上 20回～21回 19回 17回～18回 16回未満	1.2 1.1 1.0 0.9 0.8	1.2	**24.0**

（4） 利用者満足度の向上

達成目標及び業績指標	基準	指標値 R4	指標値 R5	指標値 R6	指標値 R7	指標値 R8	R7 実績値	達成度評価 配点	達成度評価	評価基準		評価比率	評価点
①　利用者満足度の向上 （２つの利用者満足度調査において、満足と回答した利用者の割合80%以上）	% 80.0	% 80.0	% 80.0	% 80.0	% 80.0	% 80.0	**% 96.1**	30	指標値	90%以上 85%～90%未満 80%～85%未満 75%～80%未満 75%未満	1.2 1.1 1.0 0.9 0.8	1.2	**36.0**

（5） 地域住民等との協働推進

達成目標及び業績指標	基準	指標値 R4	指標値 R5	指標値 R6	指標値 R7	指標値 R8	R7 実績値	達成度評価 配点	達成度評価	評価基準		評価比率	評価点
①　地域住民や関係機関と協働及び住民、学校、公立施設等の協働 （１回以上）	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	**2 回**	5	回数	３回以上 ２回 １回 ０回	1.2 1.1 1.0 0.0	1.1	**5.5**

評価点合計	115.5
評　　価	ＡＡＡ

2　評価ランク

評価点の合計	総合評価	考え方
１１５点以上	ＡＡＡ	非常に適切な管理運営である。
１０５点～１１５点未満	ＡＡ	十分に達成水準を満たしている。
９５点～１０５点未満	Ａ	達成の水準を満たしている。
８５点～９５点未満	Ｂ	達成水準を満たしていない。目標達成への課題や取組について検討を行い、取組の見直し等を要する
８５点未満	Ｃ	業績が著しく不良であり、教育委員会が改善指示を行う。指示等を行ってもなお、改善されない場合は、業務の全部又は一部の停止若しくは指定の取消しを行う。